

第10回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

議事録

日 時：平成23年1月25日（火曜日）
午後3時から午後5時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

1. 開 会

○司会 それでは、委員の皆様、大変お待たせしました。開会の時間となりましたのが、ここで事務局からお詫びさせていただきます。委員の皆様には大変恐縮でございますけれども、小泉部長、前の会議が遅れておりまして、ただいまこちらに向かっている途中ですので、到着次第、参加することをあらかじめご了承くださいたいと思います。

しかしながら、皆様の貴重なお時間ですので、ここで第10回生活環境影響調査評価委員会を開会させていただきます。

2. 挨拶

○司会 開会に当たりまして、本来、部長がご挨拶申し上げるところですけれども、代理として次長の加茂からご挨拶申し上げたいと思います。

○加茂次長 環境生活部次長の加茂でございます。ただいま司会からありましたように、小泉部長が若干遅れております。大変申し訳ございません。

本日の会議でございますが、平成22年度第3回目の会議となります。委員の皆様にはお忙しい中、時間に都合をつけてご出席いただきましたことに対しまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日の会議の内容でございますが、次第に書いてございますように、2件の諮問事項、3件の報告事項となっております。いずれも重要な案件だと思っておりますので、どうかよろしくご審議いただくようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく申し上げます。

○司会 次に、本日出席されております委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

初めに、須藤委員長でございます。

○須藤委員長 須藤です。よろしくお願いいたします。

○司会 細見副委員長でございます。

○細見委員 細見でございます。

○司会 藤巻副委員長でございます。

○藤巻委員 藤巻です。よろしくお願いいたします。

○司会 稲森委員でございます。

○稲森委員 稲森です。

○司会 岡田委員でございます。

○岡田委員 岡田でございます。よろしくお願いします。

○司会 風間委員でございます。

○風間委員 風間です。よろしくお願いします。

○司会 佐藤委員でございます。

○佐藤委員 佐藤でございます。よろしくお願いします。

○司会 澤野委員でございます。

○澤野委員 澤野です。よろしくお願いします。

○司会 田村委員でございます。

○田村委員 田村です。

○司会 次に、事務局の紹介をさせていただきます。

ただいまご挨拶申し上げました加茂次長でございます。

○加茂次長 よろしくお願いします。

○司会 大内室長でございます。

○大内室長 よろしくお願いします。

○司会 それでは議題の審議に入らせていただきます。

議長につきましては、評価委員会条例第4条第1項の規定によりまして、委員長が進めることになってございます。須藤委員長、よろしくお願いいたします。

○須藤委員長 かしこまりました。それでは一言ご挨拶申し上げた後、議事進行を務めたいと思いますが、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会の第10回を迎えたわけでございますが、委員の皆様はもちろんのこと、傍聴人の方々、事務局の方々、万障お繰り合わせの上ご出席をいただき、今年は大変寒い中ではございますが、お集まりいただいたことをまずは御礼申し上げたいと思います。

最初に、いつものとおりと言えいつものとおりでございますが、傍聴人からの発言のお願いが当委員会にございます。議事に入る前にこの問題について審議をしたいと思います。

司会から紹介をしてください。

○司会 その前に、本委員会の成立要件と資料を確認させていただきたいと思います。

○須藤委員長 資料の確認と今のような成立状況を話していただいて、その後、傍聴人発言についてお願いがあったことについて提案をしてください。

○司会 それでは、初めに本委員会の成立要件でございますけれども、本委員会は10名の委員に

より構成されております。本日は10名中9名の委員のご出席をいただいております。これは委員会条例第4上第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上の出席により本日の会議が成立していることを報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

初めに、諮問書をご確認ください。次に、本日の委員会の次第になってございます。続きまして、出席者名簿、座席表が添付してございます。さらに、本日の審議に係る資料といたしまして、諮問事項1「生活環境影響調査報告書（案）」、諮問事項2「工事後モニタリング計画の見直し（案）」、この二つを諮問事項の資料として配付させていただきます。本日は報告事項が三つございますけれども、報告事項1「表層ガス調査結果について」、報告事項2「竹の内産廃処分場外下流排水管からの排水調査結果について」、報告事項3「浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果（中間報告）について」をお配りしております。以上ご確認ください。よろしいでしょうか。以上、資料の確認を終わらせていただきます。

続きまして、傍聴人発言の承認につきまして、発言される方をご紹介します。

本日は3人の方の発言がございます。

初めに大内敬子さん、よろしくお願いいたします。

○傍聴者（大内） 今日、皆さん、どうもご苦労さまでございます。

○須藤委員長 ちょっとお待ちください。今、司会がそういう話をしたんですが、一応私は皆さんにご了解をいただいた上でご発言をお願いしたいと思いますので、毎回こういうことになっておりますが、今回も事前に3名の方のお願いがございました。まず、ご発言を認めてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）皆さん承知されましたので、それでは今のように順番にご紹介していただきたいと思います。お願いいたします。

大内さん、失礼いたしました、どうぞ。

○傍聴者（大内） 今日はどうもご苦労さまでございます。

毎回いろんな先生方に討議してもらって、竹の内については、私たちは学問的なことは本当に、佐藤正隆さんと鈴木さん、岡さんがいろんな調査をしてもらっているんですけど、私たち住民は全然わからないんです。ただ、わかるのは、臭いがするとか、あそこのうち温度が高いとか、水が汚れているとか、そんなこと、生活に影響あるということだけなんです。そして、県の方では知事さんが替わって、もっともっとよくなるのかなと思っていたら期待したほどでもないのかなと、そんな感じも受けますし、でも一所懸命に頑張ってもらっているんだろうと

思うんですけども、直接お願いするような機会もなく、やっぱり私たちはこの評価委員の先生方をお願いするしかないんです。生活の安心安全、いつになったらできるのかな。実際、いろんなことを今まで質問してもらっている岡さんが今日は休んでいます。

〔住民の方の体調が悪い状況の説明〕

私も同じ年でして、やっぱりそんなふうになるのかな、本当に心配なんです。これを若い人が引き継いでいろいろやってくれるんだろうとは思いますが、その若い人たちはまだ大変だという思いは持っていません。それが一番心配なんです。だから、この場で先生方に何とか生活の安全安心を、村田の地区のそれをしてもらうべくお願いするしかないと思って話しさせてもらいます。どうぞ我が事のように考えてもらっているとは思いますが、やはり県からお願いされているから、県の御用聞きでなくて、本当に住民のことを考えてもらうような、そういうことをやってもらいたいなと切にお願いするだけです。どうぞよろしく願いいたします。

○司会 次に、鈴木健一さん。

○傍聴者（鈴木） どうもご苦労さまです。鈴木ですが、発言をさせていただきます。

昨年の11月でしたけれども、ここの処分場の地権者でつくっております水田埋立組合というのがあります。25名がこの土地の所有者になっておりまして、ご存じのように面積は6万7,000平米、6町7反歩ということになるわけです。多い人で1町歩、1万平米ぐらい持っている人もいれば、あるいはまた二、三畝歩しか持ってない人もいるという、まちまちですけども、25人がいるわけです。その中で組合をつくってこれまで来たわけでありまして。私も実はこの組合員の一人なわけなんで、その総会、11月21日に開かれた総会に出ましたので、そのことを踏まえて発言をしていきたいと思っております。

そもそもこの土地につきましては、あそこは湿地帯というか、どぶ田だったわけです。したがって、地権者が乾田化するというので、普通の田んぼ、乾いた田んぼにする、乾田化するために業者と賃貸契約を結んだという経過から、平成元年に契約を結んでおりまして、そこからこの処分場問題は始まっているわけでございます。当時、客土するというか、埋め立てをするために何を埋めるかということについては、それは建設廃材または建設残土という表現で契約が結ばれております。建設残土というのが50%以上だということで表現がされておりました。しかしながら、結果的に産業廃棄物が持ち込まれたという状況でございます。したがって、当時の認識としては、建設残土なのか産業廃棄物なのか、その区別も正直言って認識のないままに、極めて申し訳ありませんけれども、そういう認識のレベルだったのではないかと思います。そういう点では反省せざるを得ないわけですけども、その違いもわからずに契約を結んだ状

況の中で産廃物が県の許可を受けて埋められてきたという状況でございます。

平成6年頃から臭いがかかなり出てきましたので、平成3年、住民団体である「守る会」がこの提訴を行いまして、結果として仙台地裁において産廃物の持ち込み停止、焼却炉の操業停止という仮処分が決定されたわけでございます。その後、この業者が逮捕という状況になって、その代行として県が代執行という形で今日までこの管理に当たっていると、こういう状況になっていることは皆さんご存じのとおりでございます。

しかしながら、この処分場では今でも試験孔から大分ガスが発生しているということもありますし、また産廃物が流出している水につきましては基準値を超える鉛、砒素、フッ素、ホウ素、塩ビモノマーとか、こういったものが基準値を超えて発生しているというか、存在しているということは、今日の報告書の中にも出ていますとおりでございます。これまで「守る会」は全量撤去あるいはまた完全無害化ということを求めてきたわけでありましてけれども、覆土だけの状況の中で具体的な対策のないままに今の状況になっているわけで、したがってこのまま推移して無害化を待つとなれば、50年先か、あるいはまた100年先かと言われているこの状況にあらうと思います。

そういった状況を踏まえて、実はこの間の埋立組合の総会でさまざま議論を行いました。先ほど言いましたように、無害化の先が見えない、50年先、100年先はわからないという状況の中では、地権者がこの土地を管理するということは、これは率直に言って困難ではないかということです。2点目としては、子や孫たちに継承していく、私どもは間もなく死ぬわけですから、子や孫たちにそのまま継承できるか、これはほとんどできないだろうということです。実は、

〔住民の方の体調が悪い状況の説明〕

本人は

「私は臭いは余り感じないんだ」と実は主張していた人間なんですけれども、しかしとうとうそうは言っている、やはりガスにはまいったと。私から見ればこれは硫化水素ガスだと思っているんですけども、そういう状況になっている。先祖から受け継いだ土地ではあるんだけれども、残念ではあるけれども断腸の思いということもありまして、これは県に無償で譲渡して管理をしてもらおうほかないというような判断に至ったということをご報告させていただきたいと思っております。したがって、今、実は町を通して県の方にこの無償譲渡の手続というか、あるいはまた要求をしていくという作業について町の指導を受けながら県の方に提出をしたいと考えておりますので、その際にはぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

なお、この処分場外における焼却炉あるいはまた三段池、これは処分場の外に、6万7,000

平米以外のところにあるんですけれども、これについて今まで県はこれは代執行の範囲外なんだということ saying してきましたけれども、しかしこれも焼却炉そのものも県の許可を受けたものであるし、一連の関連設備でありますから、したがってこれを撤去するのは当然というふうに私たちは考えておりました、したがってこれら焼却炉、三段池についても撤去して、その土地の扱いは埋立組合とは別の個人契約の部分ではあるんですけれども、その人たちの意向に沿って対応されたいと思っております。こういった中身について要求する中で整理をして提出したいなと思っております。

この処分場の土地については、公共用地、県有地ということにした上で、また無害化、そういったことをした上でどのようにするべきか。例えばバイオ燃料、ナタネを植えて試験田にしてみるとか、あるいはまた前にちょっと言いましたけれども、産廃展示室というものをつくって、こういった処分場ではだめなんだと、悪い例なんだということを皆さんにお知らせしていくというような勉強室にするということも、プレハブならば建築確認なんかとらずにできるんじゃないかと思うんで、そういう産廃展示館などをつくって、埋め立てられていた産廃物のボーリングコアなんかを並べるとか、あるいはまた県が自慢してきた多機能性覆土の模型なんかを置いたり、あるいはまた処分場の歴史というものを展示するとか、これまで平成元年からですから23年もたっているわけでごさいます、そういう歴史を提示するとか、さまざまあるだろうと思っております。そういうような公共用地として、私が言ったのは例えばの話ですが、考えてみたらどうかと思っているわけです。

いずれにしても一日も早い無害化というものが求められていることでごさいます、言ってみれば、私から言わせると模様眺めでモニタリングをやってきたような、そういう姿ではとてもだめじゃないかと、これは全く私たちは死んでいくしかないんですから、したがってP&T方式などの工法によって具体的な環境回復対策を講じる、そして一日も早い無害化というものを実現するということが差し当たって求められていることじゃないかと。そういったことで、須藤委員長の名前でぜひそういった具体的な工法や対策等について県に対して提言をすることか、こういったことをぜひこの委員会の中でしていただいて、一刻も早い解決をお願いしたいということを申し上げて、私の発言を終わりたいと思います。

○司会 次に、上田さん、お願いいたします。

○傍聴者（上田） 上田でございます。

私は、かつて村田町役場の職員でごさいます、この竹の内産廃処分場の問題には若干かわりもありましたし、それ以前から関心を持ってずっと見守り、あるいは対応していたという

経過がございます。そんな中で、平成18年度頃だったと記憶しておりますけれども、竹の内再生検討委員会というのを町として立ち上げて検討した経緯がございます。その内容につきましては、さきに意見陳述いたしました鈴木さんから触れたようでございますけれども、いろいろとした形であそこを再生させることによって竹の内産廃処分場の汚名を返上したいというような思いも実はございました。しかしながら、その結果を踏まえて県と協定を締結いたしましたので、それで現在のような状況にまである意味では進捗をしていただいたと。そういう意味では大変御礼を申し上げる立場ではございますけれども、ただ、ある意味では残念ながら再生検討委員会の意見が通らなかったのかなと、あるいはまた地権者なり、俗に「守る会」の方が述べておりますけれども、その方々の意見も思うに任せなかったのかなと、そんな非常に残念だったという思いも実はございます。

先に述べた鈴木さんからありましたけれども、現在、この検討委員会は竹の内産廃最終処分場の周辺地域の生活環境に及ぼす影響に関する調査の方法及びその調査結果の評価というような位置づけのようでございますけれども、県のとらえ方といたしましては、焼却炉が現地の上の方でございますけれども、ある意味では私はモニュメント的に残しておくのかと、そんな表現もかつてさせていただいたことがございますけれども、現在、焼却炉がございます。その焼却炉は竹の内産廃処分場とはまた別扱いなんだよというようなとらえ方をどうしてもするというような位置づけのようでございますけれども、地元からすればあの焼却炉も、あるいはまた処分場敷地そのものも一体として竹の内産廃処分場なんだと、そんな認識がございます。確かに県の方々のお話では現在は手当てをして無害化の状態なんだよということも言われておりますけれども、何せ住民にとりましては非常な不安が常につきまっております。

それと同時に、村田町の人じゃなくて、対外的な方々から、既にこれは風評被害に属するのかなとも思いますけれども、実は私、職員を退職いたしまして、若干ながら農家もやっております。それで、同じ同僚の中には竹の内に住まいをしております、住所が大字沼辺字竹ノ内という方もございます。その方とともに産直なんかも経験しておりますけれども、実は大字沼辺字竹ノ内という住居表示をすると物が売れない。村田町には道の駅に指定をいただきました物産交流センターがございます。これも私は直接目の当たりにしたんですが、観光バスがやってきました。ある年配の女の人が品物を見て買おうとしました。ところが、脇から来た女の人が「あんた何やっているんですか。ここに竹の内と書いてあるでしょう」と。「ああ」とびっくりしてその人はそれを買うのをやめました。これは全く事実でございます。私が仙台に来て産直と一緒にやっていたときですけれども、竹の内という名前を聞いただけでその物を買わな

い、これは現実でございます。何も産廃処分場で生産した品物では全くございません。しかしながら、やはり大字沼辺竹ノ内という住所を聞いただけでそういうアレルギー現象を起こす、これが実態でございます。したがって、これら風評被害を一日も早く無くすといえますか、そういうためには何としてもあの場所の安全安心を確立して、そして内外的に本来はこうなりました、もう大丈夫です、心配ないですという安全安心が宣言できるような状態に何とか先生方お力添えをちょうだいしながらやっていただきたいものだなと思っております。

それから、地権者の話として、私にいろいろ寄せられておりますけれども、町の方にもお願いしたという話でございますが、鈴木さんからもありましたけれども、地権者はあの土地は無償で県に譲与してもいいということで意見の集約を見た、何とかこの際あの土地をお引き受けいただき、そして県の方で再生をしていただいて、その上でご活用いただければありがたいと、そんなふうにも思っております。

何はともあれ一日も早く、住民そして当事者はもちろんですけれども、付近住民、さらに町民、そして県民の安全安心が確立できるように、先生方の特段のお力添えをお願い申し上げます。以上でございます。

○須藤委員長 それでは、ご発言は以上3名の方でございまして、大内さん、鈴木さん、上田さんには貴重なご意見を発表いただきまして、ありがとうございました。どうぞ先生方、よくお聞き取りいただいたと思いますので、これからの審議に十分参考にしていただければとお願いしておきます。

3. 議 事

(1) 審議事項

- ①生活環境影響調査報告書（案）について
- ②「工事後モニタリング計画」の見直しについて

(2) 報告事項

- ①表層ガス調査結果概要について
- ②竹の内産廃処分場外下流排水管からの排水調査結果について
- ③浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果（中間報告）について

○須藤委員長 本日の議題は、先ほど事務局からお話ございましたように、諮問事項2件、報告事項3件がございますので、すべて関連している問題でございますので、まとめて事務局からご説明願います。

○大内室長 私から説明させていただきます。

お手元にごございます諮問事項①②、報告事項①②③につきまして、順を追って説明させていただきます。

最初に、お手元のA3判の大きな資料、こちらでございますが、概要版をご覧ください。

まず1ページでございます。今回ご審議いただく生活環境影響調査の概要でございますが、調査期間は昨年4月から9月までの半年分、調査内容は右側の表のとおりでございます。2ページ目にはモニタリング計画の詳細を掲載してございます。

それでは1ページに戻っていただきまして、左側の下段をご覧ください。

今回の調査結果と評価案をまとめましたので、これについてご説明させていただきます。

まず、環境モニタリング結果及び評価ということで、総括を記載してございます。結論から申しますと、環境モニタリングの結果、本調査期間において処分場で発生するガス及び浸透水等に起因する周辺地域の生活環境への影響を示すような事象は認められなかったと評価案に記載させていただきました。なお、付記事項として、依然として周辺の地中温度よりも最高で約20℃高い地点があること、鉛や砒素、BODが複数の地点で廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準に適合していないこと、一部観測井戸において発生ガス量やダイオキシン濃度が高い値を示していることなど周辺環境への影響も懸念されることから、今後も周辺環境への影響及び処分場の状態を把握するためのモニタリングを継続する必要があるとしております。

それでは順を追ってその詳細を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

大気環境調査でございますが、右下の図に示しました処分場内と対照地点である村田町役場の2地点で調査いたしました。その結果は、環境基準が設定されている4物質については処分場外の対照地点と同程度の濃度でございますが、いずれも環境基準に適合していたという結果でございます。また、指針値が定められている6物質についても、処分場内と対照地点の濃度は同程度であり、いずれも指針値以下でございます。環境基準が定められていない36物質の濃度につきましても、処分場内と対照地点に大きな違いは見られませんでした。

以上のことから、発生ガスに起因する周辺地域の生活環境への影響を示すような事象は認められなかったと考えてございます。

5ページをご覧ください。

硫化水素の連続調査についてでございますが、右下の地点図に黒い四角で示した地点、処分場内2カ所と村田第二中学校、この3地点で24時間、30秒ごとに測定してございます。悪臭防

止法で定められました硫化水素の基準0.02ppmから0.2ppmという値がありますが、この期間において0.02という厳しい方の基準を超過した地点はございませんでした。

以上のことから、周辺地域の生活環境へ影響を与えるような処分場からの硫化水素の放散は認められなかったと考えております。

6 ページをご覧ください。

放流水及び河川水、水質調査結果について載せてございます。

処分場からの放流水の水質は、分析したすべての物質濃度で廃棄物処理法に定める放流水基準に適合しておりました。また、河川の水質はいずれの物質濃度も処分場の上流側と下流側で同程度でございました。

以上のことから、処分場の放流水に起因する周辺地域の生活環境への影響を与えるような物質の拡散は認められなかったと考えてございます。

7 ページをご覧ください。

浸透水及び地下水の水質調査結果について載せてございます。

調査地点につきましては、処分場内の浸透水観測井戸9地点及び周辺の地下水観測井戸4地点で測定してございます。なお、今回の調査から塩化ビニルモノマー及び1,4-ジオキサンを測定項目として追加してございます。まず、処分場内の浸透水の調査結果でございますが、一部の地点で鉛、BOD、砒素、これらが廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準に適合してございませんでした。また、No.5地点で塩化ビニルモノマー、複数の地点でフッ素、ホウ素、1,4-ジオキサン及びダイオキシンが環境基準に適合してございませんでした。また、6月の調査時にH16-5という観測井戸でダイオキシンが24pg-TEQ/Lという高い値を示してございます。ちなみに、このときの浮遊物質量は120mg/Lでございます。これは今年度に入って、このH16-5という井戸のガスの発生量が増加し、井戸内の浸透水が攪拌され、土粒子が舞い上がった状態でしか採水ができず、結果として浮遊物質量120という検体を測定せざるを得なかったものでございます。巻き上げがある程度収まりました10月に再調査を実施しましたが、このときはダイオキシン類が5.7pg-TEQ/L、浮遊物質量は20mg/Lという結果になってございます。これまでのダイオキシン類の調査結果には浮遊物質量との一定の相関も見られることから、通常より値が大きくなった原因は土砂由来の浮遊物質に起因するものと考えられました。

次に、処分場周辺の地下水でございます。下流側観測井戸では地下水等検査項目基準及び環境基準に適合してございました。上流側の観測井戸Loc.3では鉛が環境基準を超過してございますが、従前と同様にその濾液は0.001mg/L未満ということを確認してございまして、土粒子

等の浮遊物質に起因するものと考えられました。

以上のことから、処分場からの浸透水に起因する周辺地域の生活環境への影響を与えるような物質の拡散は認められなかったと考えております。

9ページをご覧ください。

発生ガス等調査について載せてございます。

この調査は、処分場の状況を確認するため、毎月1回、処分場内の11地点の観測井戸で発生ガス及び浸透水を調査しているものでございます。硫化水素濃度につきましては、平成13年度の測定当初に比較すると減少傾向にございますが、最近はやばい傾向になっている状況でございます。メタン濃度につきましては、一部に他の観測地点に比較して高い濃度の地点が見られます。次に、発生ガス量でございますが、先ほど申しましたように、H16-5という地点でございますが、4月に1分当たり8.4Lと、過去の経年変化と比較して高い値を示したものの、その後は変動しながら減少傾向を示してございます。詳細は本編73から80ページをご覧くださいと思います。

10ページをご覧ください。

これは調査地点1メートルごとの地中の温度を測定したものでございます。今期は平成22年6月と9月の2回測定を行ってございますが、最も水温が高かった地点はH16-13という地点でございます。6月は33度、9月は37度の値となっております。埋め立て区域外の地下水調査地点Loc. 1Aと比較して20度弱高い値となっております。これらの状況を見ますと、廃棄物埋め立て区域の地下では微生物による分解反応等が未だに継続しているものと考えられます。

続いて、11ページをご覧ください。

地下水位調査について載せてございます。

11ページは埋め立て区域外の地下水の水位の状況、12ページは埋め立て区域内の浸透水の水位の変動を示したグラフでございます。11ページの地下水の水位は、H17-19の井戸で最大1.75メートルの高低差がございました。これは上流側です。下流側ではLoc. 4の井戸で最大2.1メートルの高低差がございました。12ページの浸透水の水位につきましては、H16-6というところが最大変動で1.17メートルの高低差がございました。

続きまして、13ページをご覧ください。

多機能性覆土状況調査でございます。

今期は平成22年6月と8月の2回実施しておりますが、多機能性覆土施工地点及び比較対照地点のいずれからも硫化水素は検出されませんでした。

続きまして、バイオモニタリングについてでございますが、13ページの下段に載せております。今期は同じく平成22年6月と9月にAOD試験を実施してございます。6月の結果は、荒川上流で800%、荒川下流で600%、9月の測定結果は、荒川の上流、下流ともに710%と、上流、下流のAOD値にほとんど差がなかったような状況でございます。

以上のことから、処分場からの放流水に起因する周辺地域の生活環境への影響を与えるような物質流出の可能性は低いものと考えております。

以上が諮問事項1の説明でございます。

引き続きまして、諮問事項2「工事後のモニタリング計画」の見直しという文書をご覧いただきたいと思っております。

最初に、見直しの目的でございますが、これまで工事後のモニタリング計画に基づきまして環境モニタリングを行ってきたところでございますが、これまでの調査結果や、これまでの委員会の意見を踏まえて、必要な見直しを行うものでございます。

最初に、調査を拡大しようとするものについてご説明させていただきます。

まず、調査項目を追加するものでございますが、浸透水水質調査です。調査項目に重炭酸イオン及び硫化物イオンを追加し、炭酸ガスや硫化水素の溶存状況を把握するものでございます。続きまして、放流水水質調査、河川水調査でございますが、調査項目に無機体炭素を追加し、生物毒性試験に係る基礎資料として把握するものでございます。

続きまして、調査に新規に追加するものでございますが、まず処分場内の状況を把握するための水質調査として、下流地下水の状況調査及び放流水状況調査というものを追加しようとするものでございます。現在、これらにつきまして年に4回、精密な調査を実施しているところでございますが、これに加えて毎月基本的項目を測定して、それぞれの水質の変動状況を把握するものでございます。次に、地表ガス調査を追加するものでございます。本年度実施しました表層ガス調査におきましてスポット的に100ppmの濃度を観測した箇所周辺の4カ所を対象として、グラウンドエアシステムによる調査を年4回実施するものでございます。実施箇所につきましては、4ページに載せてございますが、今回100ppmが観測された周囲5メートル、ちょうど観測された地点が作業道路の上でございますので、それを避けて周辺5メートル間隔で4ポイント設けて、そこを調査しようとしてございます。

続いて、調査を縮小しようとするものについてご説明させていただきます。まず、大気環境調査についてでございますが、現在実施している調査項目のうち、平成21年度以降、定量下限

未満が継続している項目のうち硫化水素を除く14項目の調査回数を年4回から年1回にしようとするものでございます。続きまして、放流水、河川水、浸透水及び地下水の水質調査についてでございますが、現在実施している調査項目のうち平成21年度以降の放流水及び浸透水の双方の調査において定量下限値未満が継続している17項目の調査回数を年4回から年1回にしようとするものでございます。

なお、定量下限値未満を継続している調査項目は、3ページの参考のとおりでございます。

今回のモニタリング計画の見直しの詳細につきましては、工事後のモニタリング計画書の新旧対照表も一緒につけておりますので、ご覧いただければと思います。

以上で諮問事項2件についてのご説明を終了させていただきます。

引き続き、報告事項3件についてご説明させていただきます。

最初に、表層ガス調査結果についてでございます。

報告事項1の資料をご覧ください。

調査は、1次調査として94地点、2次調査として25地点、合計119地点を調査いたしました。

2枚目のA3の平面図をご覧ください。

調査結果でございますが、図の真ん中付近、縦横に記号がついてございますが、H-9の地点ということでございまして、青っぽい色がついているところから引き出し線で新工区H-9:100ppmと書いてあるところがございます。この地点で100ppmが検出されました。このほかは左側の地点D・E-15・16の付近、これは2次調査でやった分でございますが、60ppmが観測されました。それ以外の地点は50ppm以下という低い値になってございます。次に、硫化水素以外のガス等についてでございますが、報告事項1の資料の1枚目に戻っていただきまして、調査結果の②から③にありますとおり、記載のとおり結果となっております。

今後の対応でございますが、スポット的に高い濃度の硫化水素が検出されておりますことから、100ppmを観測した箇所の周辺を対象として、先ほども申しましたとおり、グラウンドエアシステムによる地表ガス調査を実施することとしております。なお、地表ガス調査につきましては、工事後モニタリング計画に先ほど申しましたとおり追加することとしてございます。

なお、先ほど図の中で左側にありました60ppmを観測した地点におきまして特異な事象が発生しましたので、併せて報告します。この60が観測された地点をボーリングマシンで掘削後、ステンレス管を差し込むことになってございますが、この差し込んだ際、その勢いで管頭から水が溢れるという事象が発生しました。また、その後もガスの放出とともに飛沫が確認された

ところでございます。これは掘削後の地下水が地盤から30cmの位置にあったこと、ガスの発生量が比較的多かったことによるものと考えてございます。

続きまして、報告事項2でございしますが、報告事項2の資料をご覧ください。

これは佐藤委員から申し出のあった処分場外下流の排水管からの排水を調査した結果でございます。調査結果は3枚目の別紙に記載したとおりでございます。結論といたしましては、国が定める地下水等検査項目基準等及び放流水基準並びに地下水環境基準に適合しておりました。参考といたしましてヘキサダイアグラムを作成しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、報告事項3でございします。

浸透水噴出に係る生活環境影響調査結果（中間報告）についてでございます。

処分場内観測井戸No.3及びNo.5において発生している浸透水噴出事象について、噴出水及び噴出ガスを分析し、生活環境保全上の支障の有無を確認したものでございます。これまで2回、そのほかに風間先生がその準備段階としての試験を一度行ってございますが、平成22年11月22日の調査でNo.3及びNo.5ともに噴出事象が観測されました。噴出水及び噴出ガスの採取をすることができたところです。調査結果は裏面のとおりでございます。

なお、噴出ガスに含まれる硫化水素の濃度は、No.5において最大65ppmでありましたが、その噴出量から推算しますと、大気拡散により希釈され、敷地境界線で悪臭防止法を準用した硫化水素濃度の規制基準として示される最も低い値0.02ppmを十分下回るものと考えております。

今後の対応でございますが、噴出状況に変動があることも考えられることから、地域住民の安全安心を確保するために今後ともこの調査を継続してまいりたいと考えてございます。また、当面の対応としまして、観測井戸No.3及びNo.5において吸引ポンプによりガスを吸引し、活性炭を通過させて無害化した後に排出するガス処理設備を平成23年2月までに設置する予定としておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○須藤委員長 簡潔にご説明いただきまして、ありがとうございました。

それでは、そうたくさん時間があるわけでもございませんので、一つ一つの議題を分けてい

きますと時間がかかりますので、相互に皆関連する問題でございますので、一通りいつもと同じように先生方から意見をお伺いして、その後相互に討論をして、この諮問が妥当であるか、今後の報告事項で示された方向性が妥当であるか、この問題についてまとめていきたいと思えます。細見委員から順番に行きましょう。質問でも結構ですし、ご意見でも、諮問のところでも結構でございますので、併せて、どこからでも結構でございますので。

○細見委員 水質的にはこのデータを見る限り余り問題はないと思いますが、ダイオキシンが24pg出ていて、これはガスが発生して地下水が混合しているから泥水をくみ上げたということで、SSが120mg/Lだとすると、これがすべてダイオキシンだと考えると大体約200pg-TEQ/gぐらいの灰というか、土壌というか、そういう濁質に含まれているダイオキシン濃度は200pgです。調査指標値が250ぐらいとしていて、環境基準は1,000pgにしていますので、ダイオキシンそのものの濃度よりはガスの方の問題の方は注意をしておかないといけないのかなという気がします。これがもしも1,000pgをいっぱい超えるようなものが出たら少しはダイオキシンの後の挙動とかも調べないといけないかと思えますけれども、今だとSSというか、濁度をきちっと計っておいて、その変動をできれば細かく見ておいていただけるといいかなという気はしました。

○須藤委員長 SSの変動もということですね、ダイオキシンと併せて、濁度ね。

○細見委員 SSというか、濁度の変動ですね。それから、私が今の説明でよくわからなかったのが、表層ガスで100ppmを超えた場所が、報告事項1のところ100ppmがH-9というところが出たということで、これをどのぐらい広がりを持ってこのあたりが硫化水素が高いのかというのを調べておくのに4点でいいのかどうか、私もすぐ答えは出ないんですけども、とりあえず4点を調べて、もし出たとするならば、もう少し点数を広げて、その値の広がりというのを押さえておくべきかなという気がしました。

それから、旧工区の60ppmが出たところの説明がよく理解できなかった、特異な現象だったというのは何が特異だったのかよくわからなかったんですけど、H-9は調べます、でも旧工区の60ppmの方は調べないという理由は一体何かと。その値の周辺が広がりを持っているのかどうかという調査は、私としてはすべきかなと。

○須藤委員長 併せてね。

○細見委員 そうです。それと、私自身は、硫化水素が一番、特にケアをしないとイケないと思っていますけれども、ここで30秒間に1回計れるモニタリングの結果を見る限りにおいては、多分恐らくそれほど広い範囲ではないとは思いますが、その確認は必要だろうと思

ます。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。じゃ大内さん、後で、今のご質問の部分、わかりにくかったというのがありましたので、もう一回そこをお願いします。

それでは井上先生、どうぞ。

○井上委員 今、細見先生の硫化水素の話で、2カ所ぐらい多少あるという結果なんですけれども、せっかくなんで、過去、平成16年度と19年度にやられている調査と対比をしておいてもらうともうちょっとわかりやすかったのかなと。机の上にあった資料をもう一回眺めますと、かなり濃度の濃い範囲も減って、地点として二つ出てきて、高いところが二つ、比較的高いところが二つというぐらいまで硫化水素濃度自体は下がっているだろうと、その辺のところをもうちょっと示した方が、強調された方がいいのかなと思いました。

それから、調査項目、諮問事項2に当たるわけですが、モニタリング計画で調査事項の拡大、一部縮小ということで、基本的には重点的に必要なものを見ていくという方向にだんだん変えていくということで、その中身については県にある程度お任せしたところで今回のご提案だったと思うんですけれども、こういう方向で少しずつ、恐らくこれは出てこないであろうというものは、少し時間は必要だとは思いますが、数年の経緯を見ながら少しずつ今後も見直しを忘れずにかけていって、そのかわり重点的に見なくちゃいけないところに集中的に力を注げるようにしていく、これからもその方向をとっていただくべきかなと、いずれもちょっとコメント的なものになりますけれども、以上でございます。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。じゃ岡田先生、どうぞ。

○岡田委員 諮問事項1の概要版がありましたよね、その5ページのところですが、硫化水素で最後のところ、去年もお話ししたんですけれども、去年か6カ月前でしょうか、結論のところ、周辺の生活環境へ影響を与えるような処分場からの硫化水素の放散は認められなかったという結論じゃなくて、これはどうかというのがわからないものですから、周辺の生活環境への影響に対しては、例えば規制基準2.5に対応した、その濃度以下であったと、そういうことではないかと思うんですけれども、こういう言い切るわけにはいかないと思います。

○須藤委員長 「影響を与えるような放散は認めなかった」じゃなくて、基準値以下であったということでしょうか。

○岡田委員 そうですね。出ているわけですから、そういうまとめの方がよろしいんじゃないかと思います。

それから、水の方で放流水と書いていますけれども、これはどこの放流水ですか。池が二つ

あって、そこから出てきた水なんですか。

○大内室長 三段池に一旦くみ上げまして、そこから側溝へ伝ってきまして。

○岡田委員 それで「く」の字になったところで。

○大内室長 はい、処分場のどれか図面を見ていただくとわかるんですが、入り口近くにH17-15という井戸がございますけれども、12ページを見ていただくとはっきりわかるんですが、この曲がり角の地点で採水してございます。

○岡田委員 そのこのところに、例の硫化水素を除去するのが上側にあるところですか。

○大内室長 はい、ガス処理施設、この東側法面から吸ったガスをガス処理施設を、大きな施設をつけてございますが、その脇のところから。

○岡田委員 それでは、浸水ではなくて、そういう池を通過してそこまで流れてきた水ということですね。これが要するに敷地から流れ出る水としているということですね。

○大内室長 ええ、基本的に私どもが管理している区域から区域外に出る地点という考え方で放流水と。

○須藤委員長 放流水という言葉が妥当かどうかは後でもう一回あれします。もしかしたら妥当じゃないかもしれませんね。先生としてはちょっとわかりにくいという意味ですね。

○岡田委員 そうですね。だから、放流水というのは、池があって、それから100メートルぐらい流れた、それを放流水と言っている、どこか定義してくれればまた。

○須藤委員長 それを放流水と言うとか、例えば流出水と言うとか。

○岡田委員 私は、これは流出水だと思っていました。

○須藤委員長 私もそう思っていました。

○岡田委員 一度処理した水だということですね。そこを定義していただければわかりやすいと思います。

それから、このこのところにポンプがありますが、ポンプでどのくらい汲み上げているか、それはわからないのでしょうか。要は、それを汲み上げないとどこかに漏れ出る、浸水する可能性がありますよね。だから、どれくらい上げているのかというのが、そこが水の収支を見る上においても必要性があるんじゃないかと思えますけれども。

○大内室長 三段池にくみ上げている量でございますが、これにつきましては現在把握はしてございません。ただ、あそこのポンプが仮に詰まった場合は、あそこにマンホールに立ち上げた状態になってございますが、あそこから浸透水が溢れる状態になります。ただ、その状態になったことはこれまでないと聞いてございます。

- 須藤委員長 岡田先生、とりあえずはよろしいですか。
- 岡田委員 できるだけ、やはりポンプですから、動いたら電流が流れるわけですから、そういうのはアンメーター等でとれば、一々流量計をつける必要はないので、やはりそのあたりは貴重な水収支の一つの評価になるんじゃないかと。
- 須藤委員長 ポンプの運転時間がわかればいいわけですよ、まず。
- 大内室長 その辺のところは実際量とどの程度一致するかどうか、その辺も含めて検討。
- 須藤委員長 ですから、どこかで、検量線じゃないけど、適合性を見て、あとは時間だけやるとか、いろいろやり方はあるでしょう。じゃ風間先生、どうぞ。
- 岡田委員 すいません、もう1点、表層ガスの件ですが、井上先生のお話がありましたとおり、以前、表層ガスを測定しておりますので、以前はどうだ、今回はこうだと、何かそういう、硫化水素のほかのところはずっと履歴をやっておりますから、そういう評価もしていただければ、どれだけ減少しているかというのが認識できると思うんですけど。
- 須藤委員長 それは今後ご意見として、どうもありがとうございます。
- それでは風間先生、よろしくお願いします。風間先生には何か調査をやっているんですよ。それも紹介してください。
- 風間委員 報告事項3について若干補足的にご説明します。
- 今回、県に依頼されまして、ここの報告事項3の下に示すような図で、No.3の地点とNo.5の地点の噴出水とガスの量と、分析は県の保健環境センターさんにやっていますけれども、採取しました。3回見たうち1回だけ噴出したんですけども、この件で疑問に思ったのは、採水に行ったときだけ噴くんじゃなくて、普段から何もしないときに噴いている可能性も、何もしないときにどこかからじわじわ出ている可能性もあるので、これについては一度圧力計とデータをそのまま置いておいて連続観測して、圧力変換するのかどうかは確認したいと思っています。
- 須藤委員長 それは先生が今度のお仕事の中でやったださるやつね。
- 風間委員 No.3については、下の埋設管の脇のコンクリートの脇からガスと水が漏れていましたので、実際の値は計れていませんので、それについてもそこら辺ちょっとシールして、できるならやりたいと思っております。そんな具合で、今のところ中間報告という状況です。大体試算ですと地中に3m³ぐらいの空隙があって、そのガスが外に出ているような計算、3m³ぐらいのガス溜まりがあるような計算になりました。それが報告事項3についての補足です。
- それから、影響評価の注文としては、今回は10ページの地中温度のことなんですけど、地中

温度はまだ計り出して時間がたっていないんですけども、データを見せていただくと大分地表の温度に影響されて今回は暖かくなっているんですね。ですから、これを見て生データをそのまま言うことは難しいかと思えますけど、リファレンスの地点のLoc. 1Aと温度差を比べていますが、これを時系列でどのくらい変化が、差があったのか、データが少したまってきたら示していただけたら評価になるのかなと思えます。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。風間先生にはまた継続して県の方のあれにぜひご尽力をいただきたいと思えます。それでは田村先生、どうぞお願いします。

○田村委員 地下水、浸透水の挙動については、特にびっくりするようなことは起きてないように見えます。中からのものが今までと同じようにステディに場外に排出されてきている。その中の水質等については、今までご指摘あったとおりで思えます。したがって、私は特に異常あるいは新たに気づいたことはないのですが、やはり幾つかの地点で温度が高くなっているということですから、その近辺、それが今後どういうふうに移っていくかということ、そういうことへの注目が必要ではないかと考えました。今のところこのとおりで、また何か私に関係したことがございましたら補足いたします。

○須藤委員長 ありがとうございます。じゃ澤野委員、どうぞ。

○澤野委員 村田町町民生活課の澤野でございます。いつもお世話さまです。

私から4点ほどお伺いしたいと思えます。

まず1点目でございますけれども、今回の調査におきましても周辺地域の生活環境への影響を示す事象は認められなかったということではありますが、まず一安心はしているところでございますが、この概要版の中で7ページ、先ほど細見先生からダイオキシンに関する点についてお話がありました。浸透水調査において16-5の地点におけるダイオキシン、6月調査で24pgとのことでございます。1年前の同地点の調査では12pgでございましたので、環境基準1pgから見ますと大幅に上回っております。このこと自体が周辺生活環境に全く心配がないのか、先ほど土砂由来の浮遊物質の影響というお話もありましたが、今後想定される影響等も含めてお伺いしたいと思えます。

2点目は、工事後モニタリング継続の見直し案についてでございますが、今回の見直し事項の縮小分については、これまでの委員会でも委員の皆さんから意見のあった事項でございますので理解はできるものでございますが、拡大する調査については、対策室の皆さんの苦勞の跡が大分見えるような内容にはなっておりますが、これで本当に周辺住民の方々の安全安心というものが確保されるのか、そういったことを最優先で考えていただいたのかということござ

います。これまでの傍聴席からの住民の方々の発言、私ども行政の直接窓口を担当する町役場の考え方についてどのようにとらえて今回このような案をつくられているのかなと思ったわけでございます。ご承知のように、竹の内の産廃処分場につきましては、先ほど鈴木さんから話がありました、当初は水田の乾田化を目的とした安定型の処分場でございますので、一般的な山間地域に設置されているような処分場とは大きく異なっております。隣接して民家が立ち並んでおります。近辺には小中学校あるいは幼稚園が位置しております。住民の方々が毎日の生活を営んでいる、まさに重要な日常生活の場でございますので、その辺については十分理解していただいていると思いますが、あの場所に許可容量の約3倍もの廃棄物が埋め立てられている、さらに安定型処分場に投棄できないものも不法に投棄されている、このこと自体は間違いのない事実でございます。現在は今回の調査結果にもありますとおり硫化水素ガスあるいは冠水による大きな不安というものについては大分少なくなってきたはおりますけれども、先ほど傍聴席の地域の方々から発言がありましたように、今でも大変不安を抱えているというのが実情でございます。

実は、本日の会議の前に、先週の18日でしたが、関係者会議を持ちまして、いろいろ周辺の方々のご意見もいただきました。その中で、地元の区長さんからは孫末代まで早く安心して暮らせるようにしてほしいといった発言がございました。まさに切実な願いでございます。さらに、先ほど地権者である水田埋立組合の鈴木さんからは先祖伝来の非常に大切な土地を本来であれば生かそうとしてこのような形になってしまったということで、それでも地域のことを考えれば、その大切な土地を手放してまでも早く対策を前に進めてほしい、こういった発言もございました。それだけに今回のモニタリングの見直しについては住民不安解消のための対策も含めて私どもは大いに期待したところでございますが、中身を見る限りではどうしても評価委員会の条例に規定されている生活環境に及ぼす影響に関する調査の方法及び調査結果の評価に関してということでございますからこのような形になっているんだとは思いますが、やはり正確なモニタリングをするという観点から、一部の対策というものもどうあるべきかということもこの中に盛り込んでいただいてもいいのかなと思いました。具体的に申し上げますと、浸透水の噴き上げる箇所については、今回、風間先生に大変なご苦勞をいただいてその把握に努めていただいたんですが、現実的にはなかなかすべてを捕捉するというところまではいかなかったのかなと思います。そういった意味からしますと、安定化を促進するということによってより正確なモニタリングというのはどうなんだろうかと。また、ダイオキシンが高い、あるいは発生ガス量が高い地点につきましては、これは可能かどうかも含めてなんですが、三

重県方式といいますか、大きな観測用の井戸を設置しながら、より正確なモニタリングと併せて安定化の促進、これが地元の不安解消につながるのではないかと感じているところがございます。いずれにしても、県の対策室だけでこういった原案をつくるのではなくて、もっと地元の意見を聞いていただければと感じているところがございます。

今回は昨年8月31日の第9回評価委員会以降上半期のモニタリングのまとめといったような非常に限られた時間の中ですべてを網羅するというのは、これは現実的にはなかなか難しいと思います。モニタリング計画では必要が生じた場合には調査方法等について適宜見直しをすることとなっておりますので、ぜひともこの辺につきましてはご検討いただきたいと思います。このことに対しての県の考え方をお伺いしたいと思います。

それから、あと2点は簡単に申し上げます。

一つは放流水状況調査、これは④の分ですが、この中の溶存酸素は水質の指標として上げられているわけがございますから、これを取り組んでいただけないかということ、もう一つは2ページの表層ガス調査についてでございますが、グランドエアシステムで年4回調査する、これは100ppmを検出した地点1カ所ということですが、調査自体はいいんですけども、このままモニタリングだけをしようと考えているのか、それでは住民の安全安心を確保できないと思っておりますので、ぜひとも、面積はスポット的というふうにお伺いしていますので、多機能性覆土での取り組みというものを実施していただきたいと思っております。多機能性覆土の施工箇所、これは住民説明会でも事業実施当初から全面覆土して欲しいというのが地元の要望でございましたし、いろいろ議論の中で県は100ppmを超えた場所のみを実施したところがございますが、これについてはまだ依然として何とかして欲しいという声がございます。あれから対策をとってから2年たってもこういった状況なわけですから、ぜひとも、1カ所だけでございますので、住民の安全安心ということを最優先していただきまして、多機能覆土の実施をお願いしたいと思います。以上でございます。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。それでは佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 順番が回ってきましたけれども、部長が来てからということで、一つ回していただいて、何時まででも待つつもりでございます。

○須藤委員長 じゃ後で、私もこれは部長にぜひ聞いていただきたい問題、先ほど次の会議から出かけてきているというお話だったんですが、それにしても1時間半かかってまだ着かないというのはまずいので、ぜひお呼びください。

○藤巻委員 私、前回は似たようなコメントをさせていただいたんですが、例えば概要版の5ページ目、村田町の方ほとんどすべてが一番気にしている硫化水素、それ以外にも鉛ですとか、いろんなのがありますがけれども、敷地境界1、敷地境界2、村田第二中学校というのは、こういうところで測定された硫化水素濃度というのは一種の処分場から発生する硫化水素の積分値のようなものだと思うんですよね。アカデミックに考えますと、例えば西から風が吹いてくると敷地境界1と村田第二中学校の硫化水素濃度というのは本来パラレルにならなきゃいけない、似たような数字が出てこなきゃいけないのに全然なってない。

それから、見ておわかりになるとおり、敷地境界1と敷地境界2は全然違う。南風が吹いてきたり、北風が吹いてきたり、東風が吹いてきたり、西風が吹いてきたりするだけでこの数字がぱたぱたに動いてしまうと思います。小学校、中学校の理科実験ではあるまいし、観測したらこうなりましたという数字を出されてきても、この評価委員会としては非常に困ると思うんです。少なくともなぜこうなっているのかということをご説明いただけるようなコメントなり、スペキュレーションでも結構ですからくっつけていただいて、ご心配なくとおっしゃりたいのならそのようにつけていただく、まだまだもうちょっとしばらく我慢してくださいとか、ちょっと危ないので多機能性覆土をいたしますとか、厚くいたしますとか、そういうことをしていただかないと、今は硫化水素だけについてお話しておりますが、ほかのさまざまな元素についても同じことが言えるんです。ぱたぱたぱたぱた暴れているのにそれについて何も説明がなされていない。これだけデータを出すのは大変だと思います。お金もかかるといいますし、税金も大量に投入しているんだと思うんですが、ここまでやったら少なくともちゃんと原因と理由、観察されている現象とその理由が説明できるような報告といえますか、調査報告書にぜひしていただきたいと思います。でないと、これは本当にアカデミックに何もよくわからんと言っているのと同じことになってしまっていて、膨大なデータを出していただいて、観測なりをやっている方には大変重要な仕事をされているとは思いますが、その説明がなされてなくて、毎回複雑な気分です。以上でございます。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。佐藤委員、部長がお座りになったから、ぜひ。

○佐藤委員 ご苦労さまです。明けましておめでとうございますから申し上げなければならないと思っております。

資料として先生方に、栗東のRD産廃場の対策委員会の委員を務められた早川先生の論文をおあげしておきました。その中で、外部の審議委員会に期待される内容とジレンマ、部長も読んでいただくようお願いしたので篤と読んでいただいて、なるほどと思っていたと思います。

うんですけれども、提示される資料はみんな県が送ってもらえるということなので、例えば3時からやりましょうねということで、5時になったら時間見る、間もなく切れるわけですね。そういうふうなことで、みんな県につかまれているということでございます。ただ、期待されたことは、この黄色い紙をおあげしましたので、ここだけ読ませていただきます。

評価委員会の概要についてということで、これは県のホームページからとりました。2のところは所掌事務、①モニタリング計画に関する意見、モニタリングの計画に関してこうした方がいい、ああした方がいいということと、これは1回目から申し上げてきましたけれども、評価委員会のモニタリング装置をつくってくださいということを申し上げてきました。未だにできておりません。それから、2番目、意見聴取、モニタリングの結果を評価して、事業の評価や処分場の廃止時期や、ここから大切です、第2段階の浸出水拡散防止対策の実施時期の検討を行う。実はその第2段階の浸出水の拡散防止というのはPRBのことを言うておまして、これは我々が緊急対策としてなら認めるよと言ったPRBなんですけれども、それをやらなければならない時期に来ていると。これは環境省でもやってオーケーということで、32億円、懐に入れて、もらっているわけですね。この評価委員会の一番大きな仕事はその第2段階のPRBをやるかやらないかを決めていただくことだよということは、委員会ができ上がる前から我々は耳にたこほど聞かされていたところでございます。今回、知事の諮問でそのことに関して何もない、委員は誰もそのことを頭の隅にも置いていないということでございまして、これはまずいよというお話をまず最初に申し上げます。

先ほどリポートをあげて、「守る会」の役員からお話がありましたけれども、先生たちにしか頼れないんだからよろしく願いますというお話があったと思います。ここではNo.3とNo.5の噴出のこと、先ほどから話題になっているH16-5、H16-13ということをお話したいと思います。それから外側に漏れているのではないかというおそれを抱いておまして、それは調査していただいて、報告書にあるU字溝からの噴出と、荒川の下層でそういうところが見つかったよというところまでお話をしたいと思います。

〔映像提示〕

噴出、これは前にもお見せしましたけれども、このように噴きます。これがNo.3、下から漏れていると、さっき風間先生からお話あったけれども、このときも下から漏れていました。コンクリートの隙間から噴いておまして、盛大に噴いたようです。このNo.5、最後の写真は随分前、1年前の写真で、これはこの前です。このようにびゅっびゅっ音。ガス圧を讀んでいただいております、その人の声が入っていると思いますけれども。

〔映像提示〕

これは65ppmというご報告を受けました。このように非常に圧力が高くなっておりまして、噴くんだねというふうに私は感心しておりますけれども、噴いたんですね。実はこのそばに、8メートル北側にずっと平成14年からガス抜き穴がありまして、そこはポンプで汲んでいるんです。14年からずっと汲んでいます。その8メートル側でこういうことが起きているということなので、今回、ポンプで汲み上げて修理しますという絆創膏を張ったみたいな案が出ましたけれども、それは意味がないよと我々は思っております。何でこんなに噴かなきゃいいのか、何で30kPaもの圧力で噴き上げるんだということは、きちっとこれは穴を掘って精細に検査すべきだろうと思っております。

今のは、先生たちにおあげしたと思うんですけども、住民に配られる「お知らせ版」の12月の1ページを載せてみました。H16-5です。さっきから話題になっているH16-5、赤で印してあるのは特異な数値というか、上から、最大値から2番目、3番目くらいまでを○で囲んだらH16-5はあんなに該当してしまったんですね。これは何なんだと。そこが24pg-TEQのダイオキシンの砂と。場所的には、我々が目撃している焼却灰が捨てられたところのそばです、これは。真上ではありませんけれども、焼却灰が恒常的に捨てられたところの下流域というか、下流という言い方はおかしいんですけど。先ほどお話を聞いていたら、土砂由来の浮遊物質にひっついたダイオキシンであるという言い方をなさったんですけど、土砂にダイオキシンがひっついてどこからどういうふうに出てくるのという話のございまして、冗談も休み休み言ってくださいと。これは焼却灰を捨てたところの証拠でありまして、この点が一番の最大値を示した点なのだろうかと、もっと高いところが近所にあるんじゃないかと我々はずっと思っています。だから、これはきちりとやり直す、穴を掘り直してやり直すべきなんですね。焼却炉の真上というのは我々大体わかっておりますので、H16-5のちょっと北側10メートルぐらいのところに大きなボーリングをすべきなんだろうと思っております。浮遊物質は何なんだと。この浮遊物質に関しては、鉛が超過したときも浮遊物質にひっついた鉛だということをしきりにおっしゃって、これは環境由来だということで逃げられた経緯があります、未だにそうなんですけども。浮遊物質・イコール・ダイオキシン・プラス鉛ということになっております、今の説明では。ごみ層に由来した浮遊物質じゃないのかと。土砂由来というのは関係ないんですか、これは。こんな姑息なことを言っていたら困る。

H16-5の柱状図を用意していただいたはずですね。本当はコアを持ってきて、本当は溶出試験をしてください。浮遊物質がどこにどういうふうに含まれているのかやってくださいと言

たいところなんですが、みんなコアは捨ててしまったんだけど、H16-5のコアだけ、写真だけ廃対で持っている、これを分析してもらおうということなんですね。それで浮遊物質がどこにどういうふうにあるのということでございます。柱状図もついていますので、何メートルまで掘ったらこうなったのかということはこれでわかると思います。コアがないんだから、コアを持ってきたよというお話を申し上げたいと思っております。

浮遊物質が少なくなった、10月にやったらもっと下がったよということは、これはただの言い逃れということで、上下するということは不安定だということですね。流れているのか、やはり浮遊物質にひっついてるんだろう、浮遊物質はどこから来るのというのはきっちりとやっていただかないとだめだと。鉛のときも同じことをおっしゃったじゃないかということでございます。変動するということは不安定なことだと我々は思っております。

〔映像提示〕

これは、この前から話題にしているU字溝に湧き出した水、電気伝導度が596、600ぐらいですね。14.5という温度を示しています、このときは。私はこの水は生きてるんだよということとずっと前から申し上げておまして、1回だけの分析で云々しないでくださいとも言いました。下に、これもご覧いただいたと思うんですけども、何でしょう、あれは。（「水油ですね」の声あり）水油ですか。（「と思いますけど、ちょっと色がわからない」の声あり）汲んであるのを持ってきましたので、先生におあげしたいと思っております。汲んで1時間ぐらいで真っ黒になりますよ、これは。（「そうでしょうね、酸素がなくなりゃ黒く」の声あり）もっと感動してください。（「いや感動しています」の声あり）1回だけ、一遍の調査で「環境に影響なかった」などというお話は、住んでいる人間にとって非常に無礼だろうと思っております。ここで住まなきゃないんですよ。飲んでもいいみたいなレポートもありましたけれども、ぜひ飲んでください。先生だけには飲ませない、私も一緒に飲みますということなんです。

今ちょっと温度が上がって16度ぐらいまで上がっています。何ですかと。これは概要版の地下水の温度というところのページを写真に撮ったんですけども、一様に平行線で、9月22日のカーブですか、左側、何で一様にこういうふうになるんでしょうか。風間先生、先ほどそれらしいことをおっしゃったんですけども、何ででしょうね、地表の温度ですか。

○風間委員 今年の夏は暑くて、多分地表の温度なんかも。

○佐藤委員 影響はしているでしょうね。ところが、これの解説のところに地表の温度の影響を受けない地下の深度ということで、10メートルとか5メートルとかと上げてあるんですけども、一様にこういうふうになっているんですよ。平行で上がっています。何で。私、先ほど

の水をずっと計っていきまして、真夏に13.6度でした。何でこんなのとってほとんど1日置きに計っていきまして、秋口になったら16.1度とか16.2度とかになりました。何ですか。これは我々が考えるところではないんですね。風間先生がおっしゃったように。

○風間委員 思うに、地下の水も動いているわけです。だから、通常の地下水は地表から3メートルぐらい下に行けば一定になって余り変わらない、年変動がないわけですがけれども、これが示すものは廃棄物層の中の地下水が動いているから、すぐ廃棄物層の温度が敏感に地下水の温度に反映していると考えますけど、滞留しているわけではないので。

○佐藤委員 そのように私も考えてみようかなと思っていたところですけど、風間先生に見ていただいて、委員の先生たちに教えていただきたいと思ったところがございます。平行にこういうふう動いています。それで過去の温度を見たらこういうふうな例はないんですね。なかったんです。ということで、それで、真夏に計ったときはこの温度だったんですね、13.6度ぐらい、こっち側の温度です。それで秋口になって温度が上がってきたというのは、一度1.5度ぐらい上がっていますので、ここの温度だったんですね、私が計ったのは。不思議だ、不思議だと思っていましたけれども、そのことをこのことは言っているんだろうと、動いているんだよなと思っております。

これは荒川で見つけました。これは岡さんとずっと一緒に、荒川に竹の内の水が流れてきているところがないかということで、電気伝導度を計りながら何年も続けてきた調査の一つの結論のようなところなんです。これは砂岩が露出していました。どうも今までの調査報告書を見ると旗立層と、あの穴は貝の化石です。竹の内、深掘りしたところは貝の化石がいっぱい入った砂岩がいっぱい出ていましたので、そこと同じだよなと。ここの電気伝導度はやはり400ぐらいいっているでしょうね。温度は、ずっと下流ですので、何百メートルも下流ですので下がってはおります。藤巻先生にも見ていただいたんですが、これが処分場の水だと言ったら大変なことになるというのも一つあるんですけども、証明するのはかなり難しいというお話がありました。でも、我々は10年も見てきた汚水ということなんです。旗立層というのは、これは業者がつくった地図ですけども、ここのところが旗立層ということになっていますね。ここから、今はここのところ、場外もいいところの川のここのところに汚水が出る旗立層の露頭があったということです。

それから、先ほどのU字溝から出ていたのはここということで、この温度とここの中の温度は同じだったという話でございます。

それから、元に戻って、評価委員会の役目というのはそういうことなんだよなと我々はずっ

と信じてきまして、第2段階のPRBをやるかやらないかを決めなければならないときなんです、今、本当は。平成23年には着工しますという計画書があった、24年はモニタリングして、24年で特措法が切れるので、その間に補助金をもらって本当はしなければならなかったんです。そのことを竹対は何もここに言っていないということでございます。

それから、若い者がどうして来ないのかというのが大内敬子さんからあったような気もするんですけども、こんなことを若い者に引き継ぎませんよ、我々。「こういう運動をしているからお前もやらないか」なんていう言い方はとても言えません、これは。恥ずかしくて言えない。

「宮城県ってこんなもんなんだぞ」という言い方になってしまうわけですね。16-5のコアをあそこに出していただいたんですけども、あんな感じなんです。もうないんだもの、これ。これを差し当たり溶出試験したらいいんじゃない。溶出試験もいろいろあるんでしょうけども、溶出試験して、土砂由来なのかどうなのかというのをきっちりここでやらなければならなかったということでございます。穴を掘っていただきたいと。

この間8月31日の評価委員会で、評価委員会の議事録を精査いたしました。委員長が非常に苦しんでいるんなこととおっしゃっていますが、それがどういうふうに今回のモニタリングの見直しに活かされたのということがあります。あの時はちゃんと室長もいたし、次長もいたし、部長もいたはずですね。我々に言わせるだけ言わせて、モニタリングの見直しというのはこの程度のことでしかないのかということです、これは。これはまさに早川教授が言われた外部審議会のあれなんです。聞いていただいているんでしょうかということです。こういうことを若い者たちに引き継ぐことは我々はとてもできない。一片の報告書で「何でもないんだ」「支障が認められなかった」などと言っていたきたくはないということです。まじめにやってください。そのことが一つ申し上げなければならないと。コアさえ投げてしまうような廃棄物対策というのはないわけですよ、これは。モニタリングを幾らやったって、現場がよくならなければ何もならない、これは。モニタリングってよくすることじゃないんだもの、モニタリングで問題が見つかったらそれで対策していきましょうというのが普通なわけでございますので、本気になってとにかくモニタリングをやっていただく、対策もしていただかなければならないということだと思います。一人だけしゃべっているとあれなんで。

この前、地権者も入れた、地区で竹の内情報を共有する会をしたときに、3人の評価委員、藤巻先生、澤野委員と私で、まとめてここでお願いすることがあるということにいたしました。それは、年に1回と言うと怒られるんですけども、年に何回か半年に1回ずつ評価委員会をやってもこれはしょうがないと、もうみんな忘れてしまっているんだって、前のこと。だから、

実際には、今、私が一番問題にしているのは、場外汚染はないのかというお話ですので、場外汚染検証小委員会という形で、田村先生、藤巻先生、私なんかが入って、ささっと動けるような委員会をぜひぜひ作ってくださいということでございます。3人で話し合って、いついつ調べてみるかという話になればいいわけですね。もう一つ、須藤委員長は馬力を発揮していただいて、県に言うことを聞かせてください、これは、このままでは。敬子さんはそのことを言いに来たんですね、今日は。委員長のお尻をぐるぐるとねじを巻いて、とにかく宮城県にこれ以上間違いを起こさないようにということでございますので、ぜひお願いしたいということでございます。

それから、もういいんですが、三段池、三段池とさっきから室長が言っていますけれども、三段池と、いつの間に言うようになったのやと。実はあれは宮城県がある地権者の土地を不法占拠しているそうです。三段池なんて大きな顔をして言っちゃいけないぞと、不法占拠だよ、あれは。私のところに地主が来ました、「いつ返してもらえるんだか言ってけろ」と。焼却炉に関してもそのとおりです。裸になって本気になってやってくださいよ。支障はない、支障はないって判こを押したようなことを言わないでということをおもっています。

最後にもう一つだけお願いします。土砂由来の浮遊物質は何なんだということを本気になって調べる、穴を掘ってやってくださいということです、それから小委員会をつくってくださいということ。よそから「竹の内を見せて」というお話があります。よくあります。そのときに宮城県の案内で処分場に入った人は「何だ、大したことないんだ」と言って帰ります、大抵はそうです。そんなのはないから我々が案内しますよという言い方をしております、この間、委員長から「焼却炉はあったんだよね」ということで、宮城県は委員長にさえ焼却炉があることを言わなかったと。そのようなことが実際にあるわけですね。これは複数の産廃専門のジャーナリストが私のところに、複数ですよ、言ってきました。「宮城県ほどひどい管理をしているのは見たことないよ。全国的に見てもかなり珍しいよ。あのぐらい住民をばかにした管理をしているのは宮城県だね。ひどいね、あんた達」と、複数の産廃ジャーナリストからそういう話を聞いております。何と答えていいかわからなかったんだけど、これは私たちの力不足なんですか。これが本当に何でもないんだったら、何でもないことを証明する調査をしてください。以上でいいでしょうか。

○須藤委員長 一区切りは、まずは。

○佐藤委員 変動していて下がったからいいんじゃないかと。下がったらいいいんじゃないんですよ。変動しているというのは不安定だということだと我々は思っておりますので、次に上が

ったら3倍になっているんじゃないかということをお委員長に教えていただきたいということでございます。ありがとうございます。小委員会をぜひ。

○須藤委員長 ありがとうございます。

それでは、室長に質問の分は答えたいんですが、場合によっては内容的には部長が直接お答えいただく方がいい部分もあるような気もしなくはありませんけれども、そちらで相談してどちらかがお答えいただきたいと思います。

私も一つだけ意見を言っておきますが、ほかの先生方に追加して、一つは、宮城県というのは地球温暖化の問題というのは余り影響が大きい。私はこの間、村井知事にもそういう話をして、だからいいかげんに考えては困るといような言い方でディスカッションしたことが、住民の前でしたことも最近あるんですが、ご承知のとおり、地球温暖化の我が国への影響というのは特に最近非常に大きくて、ご存じのとおり温度が上がることと、もう一つは集中豪雨ですよ。集中豪雨は時間雨量100ミリを超えているような地域もなくはないんですが、この間12月下旬、22日か23日頃、若干浸水した部分も宮城県あるんですが、それでも時間雨量25ミリか30ミリぐらいじゃなかったでしょうか。そうなんですが、もしもよその地域のように100ミリを超えるような雨量があったら、私が一番不安にいつも思っているのは、あそこに時間100ミリから150ミリ降っちゃったらどうなるんだろうと、そういうこともあり得るんで、もう一つは地震の心配ですよ。あれだけ不安定な反応層の中に地震が起きたらどうなるんだろうかと。こういうこともあるんで、諮問事項2のところを書いてあるような気もするんだけど、緊急に対応できる、そういうようなときにモニタリングなり何なり対応できることにしておかないと、幸いにまだ地震もないし、宮城県の重要な温暖化の問題というのは起きてないんですが、例えばこの間の島根県のように、あるいは神奈川県のようなことが起こったら、どう対応するかということも、今日の議論ではないんだけど、よくその辺も踏まえたモニタリング体制にしておいていただきたいということだけ私から申し上げておいて、あとはお答えを、今日は15分ぐらい過ぎるのは許していただいて、一応5時になっていきますけれども、盛り上がってきたところでございますので、15分ぐらい許していただいて、お答えと、さらに修正すべきは修正するとかというようなことについて、室長からまず、それと最後のこれからの行政をどうやるかというのは、これは部長にお話しいただいた方がいいと思いますので、まずは技術的な問題について、あるいはモニタリングの問題については大内室長からお答えください。

○大内室長 盛りだくさんで、落ちる部分があるかと思いますが、ご指摘いただければと思います。まず細見先生から100ppmの地点、表層ガス調査で100ppmの地点で、何で4地点なのか、

周りほと、それから60ppmはというようなお話もございましたが、この点につきましてはどこかで線をしていかななくちゃならないということで100の線を引いてしまったということでございますので、60が必要だということであれば、それはどこでも引けるわけでございます。確かに私の説明、特異な事象があったということを考えますと、60の地点も必要なのかなと今反省しているところでございます。あと細見先生の部分は……。

○須藤委員長 細見先生は……、あなたが答えるところは答えて、要望でこうしてほしいというところをだめならだめと言っていただいてもいいんだけどね。

○大内室長 岡田先生からの表現のお話あるいは定義すべきとかというような表現の話がございました。これにつきましては、先生方の具体的にご指導をいただきながら、一概に一回ですべて直るとするのはちょっと無理かとは思いますが、徐々に改編していきたいと考えてございます。

それから、ポンプでくみ上げている量の把握をしろというお話もございました。これにつきましては、具体的には先ほど放流水という話をしまして、そこでモニタリングしていると。そこで量は一応把握しているところでございますけれども、それと併せてポンプで汲み上げる量の把握を電気で、それでいいのかどうか、その辺も検証しながら検討してみたいと思っております。

井上先生とか岡田先生から過去からのトレンドのお話もいただいておりますが、この辺につきましてもぜひ表現の仕方をご指導いただきながらやっていきたいと考えてございます。

風間先生からは地中温度についての時系列の話がございましたけれども、これにつきましてはまだ、過去、実質7回でございます。グラフを作るのはすぐでございますが、こういった表現がいいのか、これも先生のご指導をいただきたいと考えてございます。

それから、田村先生からいただいた……。

○須藤委員長 田村先生はいいですね、大体よろしいとおっしゃったので。澤野委員から大分たくさん質問いただいたでしょう。

○大内室長 澤野委員からいただきました中で、ダイオキシンの16-5、全く心配がないのかというようなお話でございます。これにつきましては、先ほどもご説明した内容のとおり、ダイオキシン自身が水に溶けないこと、そして土壌等に吸着しやすいこと、それらを考えて土の中の移動がほとんどないと言われておりますけれども、そのようなことではございますけれども、なお下流側の井戸のモニタリングを慎重にやって、ダイオキシンが流出しないことを確認していきたいと考えてございます。

モニタリング計画の見直しにつきましては、基本的には各先生方からお話があった内容を踏まえながらやったつもりでございますけれども、決して県独自というのは、無機体炭素の話は県が今取り組んでいることで、これは県が独自で入れたものでございますが、そのほかにつきましては各先生方から必要だというお話をいただいた上で入れてございます。そういった意味では県独自ということでは決してございません。この中でさらにモニタリングが必要なのかどうか、さらに井戸を掘って必要なのかどうかということにつきましては、この評価委員会等のご意見を踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

放流水の溶存酸素を取り入れてほしいということでございます。ご存じのとおり、嫌気性の状態が出てきた水でございます、恐らく溶存酸素は低いだろうと思えます。計ることについての手間はそれほどないんですが、その意味合いをどういうふうにするかちょっと私は今悩んでいるところでございまして、これも先生方のご指導を受けながらやっていきたいと思っております。

多機能性覆土、100ppmについて多機能性覆土をしてほしいという話をいただいたところでございますけれども、前回、多機能性覆土につきましては100ppmを超える範囲について施工していたということで、今回も同様の考えでやっていきたいと考えてございます。この100ppmという十分余裕を持った設計でありまして、現在のモニタリング結果でも硫化水素による影響はないと考えてございます。しかし、町から何らかの対応が必要という申し入れもございましたので、今回グラウンドエアシステムによる地表ガス調査、これを実施するというようなことを行っております。

それから、藤巻先生から原因なりそういったものがわかるように資料をつくれというお話がございました。実際モニタリングして数字が出てくるわけでございますが、そのモニタリングの原因なり等を解析するというのはなかなか難しく、現在も各先生のご指導を受けながら精いっぱいやっているところでございますが、なお一層頑張っってその辺は考えていきたいと思えますので、よろしくご指導をお願いしたいと思います。

その他おっしゃったことありませんでしょうか、申し訳ございません。

○須藤委員長 待ってね、佐藤委員のを答えてないから。

○佐藤委員 答える必要ないんでないの。今聞こうと思ったのは、私は先生ですかと聞こうと思ったの。「各先生の言うことを聞いて」と言ったんだけど、私は先生に入らないのかと聞こうと思ったの。

○須藤委員長 私は、だから佐藤委員のことをお答えくださいと今申し上げたでしょう。

○大内室長 佐藤委員のお話の中でお答えしなくちゃならない点が、PRBのお話でございますけれども、これは平成24年度で特措法が切れるので、それまでに実施するかしないか判断すべきだというようにお話。

○佐藤委員 24年度まで決めるんでないよ。初期の計画では、23年には着工します、23年、24年で終わりますという言い方をしてたの。それを判定するのが評価委員ですという話だったんですよ。それを聞いてないんだ、竹の内対策室長は。

○大内室長 その件につきましては、私どもの実施計画におきましては浸透水拡散防止対策につきまして工事後のモニタリングによって汚染物質等の拡散を確認したときには実施するという計画書になってございまして、現時点で汚染が確認されてございませんので、今後ともモニタリングは継続してまいります。なお、支障があるような事象が生じた場合においては特措法にかかわらず必要な対策は講じますというのがこれまで説明してきた内容でございます。

○須藤委員長 佐藤委員、小泉部長に一度、さっきのいろんな行政的対応の部分があるので、我々の意見をどう反映させて今の答えになったかというようなこともございましたから、それを部長にまずはご発言いただいた方がよろしくないですか。どうぞ。

○小泉部長 遅れて来て申し訳ございませんでした。

ただいま須藤先生からもお話あったとおり、常時臨機応変に対応していくという体制というか、それはもっともなことではないかと考えておりました、ただいま話のあった、例えば時間当たり100mmの雨量があった場合とか大規模な地震があった場合とか、今回のモニタリングそのものの計画の中には想定していない、平常時の計画なものですから、ただ、そういう事態が起きないとも限らないということもございますので、当然地域の安全安心を守るというのが基本的な考えということにしておりますので、そこら辺のモニタリング計画の実際の運用に当たっては十分にフレキシブルというか、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますし、各先生方のモニタリングの推進に当たっては当評価委員会の各先生のお話をいろいろ十分に真摯に受けとめながら対応していきたいと、それを基本にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○須藤委員長 基本線はそういうお答えなんですが、じゃ佐藤委員、どうぞ。今、手を挙げたので、どうぞもう一度。

○佐藤委員 忘れたよ。

○須藤委員長 いや、どうぞもう一度。

○佐藤委員 竹対室長は、ずっと上の方に偉い人がいて、変なことを言ったら後で怒られるから

変なことを言えないのはわかるんだ、かわいそうでしょうがない。だけど、その上にいる人たちがそこに並んでいるんだもの。

○須藤委員長 部長と次長がいるんですから。

○佐藤委員 いや、部長だってもっと上に行けばだめなんです、こうしたいと言ったってだめなんだから。だから、私は実はここに知事をお呼びしておいてくださいという要望をいたしました。知事から委嘱されてやっているんだから、知事をお呼びしておいて、知事が来ないというのは委員の皆さんにみんなお任せしたよということなんだろうと受け取るからなという言い方をしました。知事に答申するのに我々がやっているわけですね。支障の恐れがある場合はきちっとやらなければならないというのは要綱にも書いてあんの、これは。

我々が、外に漏れてんでないのというのは、例えば荒川の河床の分とか、それは10年も前から歩いてんですよ、荒川の河床、ここにもない、ここにもない、ここにもないって。ここは電気伝導度で200だった、こっちは流れの本流は130だとか、いろいろやっているわけですよ。それでやっと見つけたのが今度の露頭です。だから、それをやってくださいねというような、これはここから出ているんだというようなことになったら、これは世の中ひっくり返りますよ、これは。ひっくり返る、そいつはわかってんの。だけど、やらないわけにいかないんじゃない、住民の安全安心なんて言ってるんだったら、違うすか。

そして、温度のこともさっき申し上げましたけれども、何でこういうふうに平行に温度が高くなってんのやという話、これなんかは大変なことなんじゃないですか、本当は。

小屋の下に業者が掘った焼却炉の冷却水を汲む井戸があります。これは深度がどのくらいなのかかわからない。だけど、これは雨が降ると上から水がしたたっていました、逆流して上からぼたぼた落ちていた。ぼたぼたどころじゃない、どーっと落ちていた。そいつを電気伝導度を計れば600や700は行ってたんだよ、そいつは。これは汚水だよという言い方をしていました。今度あそこから、U字溝の途中から抜けるようになったらそれが止まった。完全に止まっている。今は止まってるよ。雨が降った後に何回か、鮫の牙を乗り越えていきました。完全に止まっている。そういうこともあんの。だから、そういうことをきちっと見ないといけないんじゃないか。室長の部下にうんと怒ったことがある、「あなた、ここの電気伝導度を計ってみろ」、そうしたら「電気伝導計がありません」と。問題意識が非常に希薄なんだよな。我々が今使っているのは四代目、五代目の電気伝導計ですよ。

○須藤委員長 時間も大分経過しましたから、問題点だけ。

○佐藤委員 問題意識を持ってやっていただくということが一つなの、完全に。そうでなかった

ら、こんな報告書で、こんな一片の報告書で「支障ありません」と言われたって誰が安心できるんですか。人の人生をおちよくするようなことはやめてください、これは。あそこで子育てしねげねんだ。100年後のことまで考えるような施策でなければ我々は納得できません、これは。

○須藤委員長 わかりました。とりあえずは。

○佐藤委員 委員長、とりあえずはいけないと思う、俺。

○須藤委員長 わかりました。これを継続してずっと審議は、やはり会議というのはある程度の時間の制約の中でやらなくちゃいけませんから、私は15分延ばすということを申し上げたわけですが。

細見先生は処分場の内情についてすごい詳しいんだけど、一つだけ、温度が、まだ閉鎖してない中の温度がこんな20度も違うぐらいのところというのは先生のご経験でありますか、産廃で。管理型でいいですけど、ありますか。

○細見委員 温度については、今、風間先生が言われたように、水の流れが影響しているかもしれませんが、少なくとも東京都の日の出の広域処分組合ではずっと温度を計っていただいていますので、20度ぐらいの差は十分あって、分解が進んだところは温度の低下傾向が明らかに見られています。ただ、依然として数十度、このレベルじゃなくて、もっと高い温度があります。それは年に2回ずつちゃんとモニタリングをずっとしていただいて、それをずっと見ていく、見守っていくのと、それからあそこでは最終覆土とってそういうことをしていますので、その効果をどのように評価するかというのは、1回こっきりのデータだけではなくて、今言われたように、どこか出ている水も同じことかもしれませんが、やはり変化があるので、変化の中でとらえていくと。それともう一つは、ひょっとしたらですけども、温度の変化で水の流れの方向の予測ができるような測定方法があるかもしれないので、僕もちょっと調べてみますので、以前、ある処分場で水温を計っていただいて、大体水がこういうふうに流れているんじゃないかというのを予測したことが、推定というか、したことがありますので。

○須藤委員長 トレーサーで。

○細見委員 トレーサーではなくて温度です。

○須藤委員長 温度の変化。

○細見委員 それができるかどうかもう一回調べてみますので、もしそれが調べられて、今の動きがあるところ、全体的には動きにくいかもしれませんが、あるところでは動いている可能性も否定できないので。

○須藤委員長 さっきのように、あんな極端な差があるというのはそうだね。

○細見委員 だから、そういうのを確認する調査もあり得るかどうかというのは検討してみたいと思います。

それから、さっきダイオキシンで、私は土砂と言ったかもしれませんが、正しくは廃棄物層内の浮遊物が巻き上がって24pgという値になっていると。廃棄物層のダイオキシン濃度がこれで計算すると200pgぐらいなので、それ自身が1,000pgあるいは3,000pgを超えているというわけではないので、すぐに何かしないといけないというのは、私はどちらかというところ、そういう浮遊物が巻き上がるような状態の方が問題だろうと、ガスがあつて。そういう状態が続くことが問題だろうと。ただ、もし仮に静かになって沈んでしまえば、ダイオキシンは非常に水に溶けにくいので、恐らくほかの地点のように、浸透水のように1pgを下回るようになると思います。ただ、そうやってガスで攪拌されているような状態というのはやはりガスが発生していて、そういうことの方が今は注意すべきかなと思いました。それが横方向に広がっていくということは、この粒々が、浮遊物が横方向に広がっていくということは考えにくいと私は思います。

○須藤委員長 じゃもう一回だけ。

○佐藤委員 今のお話、この点が最高の点なのかというのはクエスチョンマークでしょう。

○須藤委員長 それはそうです。ここにいる先生は皆そう思っています。それは間違いない。

○佐藤委員 だから、きちっと掘ってみるべきだと。我々の目撃情報で一番焼却灰を入れられたのはあの隣だよなというのがありまして、この隣に我々が掘ってくださいと言ったNo.2というのがあります。そのコアもどこかに行っちゃったんだけど、そういうことを申し上げておきます。ここが最高点なのというのが一つです。

それから、さっき風間先生から温度のことでお話いただきましたけれども、温度をじっと見ていました、過去のデータに当たって。そうしたら山の上にある穴は地下水位がずっと低いんですね、これは。何メートルも下です。だから、上の方のごみ層はドライランドヒル、そこはもう出なくなったんだろうと。ここからここまではドライランドヒルになっているんだよな。そこから地下水があつて、そこから下は竹の内の普通のところと同じだと。その温度変化の表を見ながら、なるほどなと。竹の内は実はここまで、ごみ層の頭まで水の中に入っているんですね。ドライランドヒルなんてもんではない。これは常に水と接して、その水が流れているわけですね。そういうことで、非常にまずい仕掛けになっているんだよということを竹の内対策室長はわかっているんだろうかというような。

それから、最後です。ポンプでどのぐらい水をかき上げているのというお話があったと思い

ます。私たちは最初から、破れ唐傘を差したみたいな覆土をしたときに、降雨量と浸出水が出てくる水の量をきちっと計っておいて、このくらいの効果があったんだよと言わなかったらモニタリングにならなんじゃないかということを書いてきたはずなんですね。あの浸出水、取水井戸にどのぐらいの浸出水があるのか、降雨量とどういう関係があるのかというのは当たり前にはこれを見なければならぬ。それで、ここでこのぐらい改良されたんだから、破れ唐傘だって効いたんだよなというような言い方になるのではないか。そういう意味ではまだまだまだまだやらなければならないことがあるんだらうと、とても安心安全ではないと思っております。

○須藤委員長 佐藤委員、ありがとうございます。まだあるんですか。

○澤野委員 1点だけ、私も言いたいことはいっぱいあるんですけども、1点だけに集約して。

先ほどの回答の中で多機能性覆土に関してですけれども、これについては安全性を十分考慮して今回実施しないというような、これはモニタリングを継続するという中身のようにですけども、これまでの経緯からいって、やはり今後、今日の評価委員会の中身というものは、住民説明会というものを持たれるわけですけども、その中でもこれまでの経緯からすれば大分いろんな意見が出てきそうな気がするわけです。本当に大丈夫なんですかといった場合に保証していただけるのでしょうか。1点だけ、工事が終わってなおかつこういう状況だということを考えれば、ぜひとも取り組んでいただきたいと、これだけはお願いしておきます。以上です。

○須藤委員長 わかりました。最後の問題は、町からの強いご要望もあるんで、それをどうふうに受けとめるかは、やはりこれは行政としてやっていただいて、私どもがそれは賛成でございますと言ってそれで通るんだったらそれでよろしいんですが、そういうことでもなさそうだから、これは継続的に審議をして、特にこれは行政が対応しなくちゃいけない問題だと思いますので、ただ、安心安全を考えれば、できるだけ未然防止ということに立脚するならば、あった方がいいに決まっていますよね。それはやった方がいいに決まっているんですけども、しかしそれはいろいろそのリスクとの関係でしょうから、そこは評価を十分していただきたいし、先生方にもその辺のリスクについての対応の仕方はまたお願いしたいと思いますが、永遠にこれをやってもしょうがないので、諮問をいただいておりますので、1の方は今までの評価結果なんですけど、これは最後の考察の部分に、基準値をオーバーしているわけじゃないから、周辺環境で、それは周辺環境への汚染は認められないが、それを切ってもいいんですけども、しかし廃棄物層の中では、文書はいずれにしても、中では異常なガス発生やら水質の高いものやらあるので、引き続き慎重にモニタリングをやり、対応に努めるか何かにしていかないと、これだと読んだだけで「もう何も無いよ」というようにとれるので、そこは修文が必要かなとい

う気がします、結論だけは。そこは改めて最終的には、先生方の合意が得られれば最終的な文章は事務局と私が考えて、私が考えてもいいんだけど、それを見ていただいて皆さんにお知らせをするというふうにしていただきたいと思います。基準値を超えてないから、それは周辺環境への汚染がないという結論は、それはそれでいいんですが、しかし皆さんがおっしゃっているように、いっぱいいろんなことが出ているので、それは懸念があるということなので、懸念を払拭するためにはきちっとしたモニタリングと対応技術、それがもし必要であればやらなくちゃいけない、こういうことになると思います。

それから、これからのモニタリング、これも諮問しなくちゃいけないんだけど、室長は、先生方のご意見を伺って、モニタリング箇所を集中、特に井上先生から集中的にやる、もちろん金をかければいいというもんじゃないので、集中的に、例えばさっきの温度を入れるとか、伝導度をたくさん増やすとか、さまざまなことがあると思うんですが、そういうことを少し修正を入れていただいて、全項目全部ただ機械的に年2回計ればいいと、そういうもんじゃないですよ、こういう問題は、特に今になったら。なので、ちょっと修正をいただいて、ちょっとじゃないかもしれない、先生方の議事録を読めばわかりますから、先生がおっしゃっていること、とにかく集中的にわかるようなモニタリングをしてほしいというのが先生方のご意見なんで、それを入れて、今日答申しておかないとやりようがないので、一応この形で答申はいたしますが、中身については修正の上、その修正したものは委員の先生方の最終的な合意をいただくということにしたいんですが、よろしいですか。

○佐藤委員 懸念が表明されたということ、大きな懸念が表明されたということは入れなきゃないんでないですか。

○須藤委員長 だから今言ったじゃないですか、先ほど、大きいか小さいか、とにかく懸念は。

○佐藤委員 「大きな」ですよ。

○須藤委員長 その文章は少しやりとりをしたいと思います、私はとにかく全然問題ないというのをここで強行する気は全くございませんので、先ほどのようなことで、議事録をもう一回、速記録をとっていると思いますから、それを見ていただいてお願いしたいと思います。15分というのが25分になっちゃったので、とりあえずは、ただ、これだけいろいろな意見があるので、年に2回という機械的な、委員会で私が余り、佐藤委員に叱られるかもしれないけれども、回数はやったっていいと思っているんですよ、この問題については。そうしないと、いつも中途半端じゃないですか。それなんで、もう少し委員会の数も増やして論議していかないといけないかなと思うし、我々も半年、さっき誰か、どの先生かおっしゃったけれども、6カ月

たつと忘れちゃうんですね、怒られちゃうけど。忘れちゃうんですね、この点が高かったか低かったかなんていうのは忘れちゃいますので、ぜひもう少し、せっかくやるんだからきちつと我々が評価ができるような体制もお願いしておきたいというのが私からのお願いでございます。ということで、特になければというか、あるかもしれませんが、これをもって、特に町の意見をきちつと聞いておいてください。何となく行政同士の間でも余り連携がよくないかなという気もしなくはないので、ぜひ、澤野委員は折に触れてもう少し強くおっしゃっていただいた方がいいのかなという気もいたします。

ということで、今回はこの程度にして許していただいて、不十分な進行でございましたが、以上をもって第10回の委員会を閉じさせていただきます。どうも皆さん、長時間にわたりましてありがとうございました。何ですか、まだありますか。

○佐藤委員 「21年以降に変動のなかった」という、21年の切り方がおかしいと思ってたんですよ、ずっと。調査項目を減らすのに年1回にしますと言うんだけど、それに21年という年限が入っているんだけど、何で21年なの、17年じゃないのかというような、だからそのところはまずいよ。それ以降に変動がなかったものはぼんぼんぼんと切って年に1回にしますというのは、これは切り捨てなんですよ。切らなきゃないんだったら17年とか18年とか区切りのいいところを見つけなければならぬと思っていますということでございます。

○須藤委員長 わかりました。ということで、とりあえず、かなり時間超過いたしましたので、私の議事進行のまずさで大変皆さんにご迷惑をかけました。以上をもって私からの司会はこれでおしまいにしますが、あとは事務局に司会をお譲りいたします。

4. その他

5. 閉 会

○司会 須藤委員長、委員の皆様、長時間にわたるご審議、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、第10回評価委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。